

第2回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成29年9月22日 午前10時00分
- 2 場所 滝沢市役所 2階 201会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農地のあっせんについて
 - 日程第 7 議案第 4号 相続税の納税猶予に係る証明について
 - 日程第 8 報告第 1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第 9 報告第 2号 農地転用届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

| | | |
|------|--------|-------|
| 農業委員 | | 推進委員 |
| 1番委員 | 鈴木 文雄 | 菊地 和夫 |
| 2番委員 | 西村 秋良 | 宮林 和徳 |
| 3番委員 | 吉清水 秀明 | |
| 4番委員 | 新田 義修 | |
| 5番委員 | 工藤 肇 | |
| 6番委員 | 武田 美紀 | |
| 7番委員 | 齊藤 文一郎 | |
| 8番委員 | 大森 泰英 | |
| 9番委員 | 齊藤 新一 | |
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のために会議に出席したもの

| | | |
|----------|------|-------|
| 農業委員会事務局 | 局長 | 櫻田 光政 |
| 〃 | 総括主査 | 田村 範夫 |
| 〃 | 主査 | 海老澤 愛 |

開会時刻 平成29年9月22日 午前10時00分

議長 只今の出席委員は9名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、5番工藤肇委員と6番武田美紀委員を指名します。

書記には、事務局の田村総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

櫻田事務局長 (第2回総会開催後の業務を報告する)

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主査 今回の農地法第3条の許可申請は売買による権利の移動が1件となっております。

それでは、整理番号1番について説明いたします。議案書5ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上につきまして、補足説明いたします。

整理番号1番は、譲渡し人が農地を処分するための売買による所有権移転の許可申請になります。

譲受け人は、後継者である次男とともに盛岡市を中心に大根など野を作付けしており、申請農地には梅を作付けする計画ということです。

なお、申請地は住宅地に囲まれた農地ではありますが、草刈りなどの管理作業を徹底し周辺住民に配慮し営農することです。

以上につきましては、議案書6ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、吉清水秀明農業委員、菊地和夫推進委員及び宮林和徳推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告ですが、菊地和夫推進委員にお願いします。

菊地推進委員 推進委員の菊地です。それでは、私のほうから整理番号1番について、現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。

現地は、住宅地の中に位置する農地で、休耕中にはありますが耕作が可能な状態で管理されておりました。

全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。

以上で、議案第1号 整理番号1番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。
日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第2号、農地転用事業計画の変更申請に対する意見の決定について説明します。
議案書は9ページからです。

(以降議案書朗読説明)

この案件は、第2回総会において、農地転用の事業計画変更の意見を

議決して頂いたものであり、県からの変更許可を得たのち、改めて転用許可申請を行うものです。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、平成29年8月22日開催の第2回総会において報告しておりますので省略します。
これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長 議案第3号、農地のあっせんについてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主査 農地のあっせんについては、農地の貸付けが1件でございます。
議案資料は13ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩します。(10時15分)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。(10時30分)
これより、質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 議案第3号について、2番西村秋良農業委員、藤村与志夫推進委員、駿河信一推進委員の3名をあっせん委員とし、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第3号はあっせんすることに決定いたしました。
議案第4号、相続税の納税猶予に係る証明についてを議題とします。

事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第4号 相続税の納税猶予に係る証明について説明します。
議案書は15ページからです。まず、今回の証明は、利用状況の証明と引き続き農業経営を行っている証明の2つの証明になります。

(以降議案書朗読説明)

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告ですが、整理番号1については、菊地和夫推進委員に、整理番号2と3については、宮林和徳推進委員にお願いします。それでは、整理番号1の現地調査報告をお願いします。

菊地推進委員 推進委員の菊地です。
議案第4号整理番号1について、9月15日に吉清水農業委員、宮林推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので報告をいたします。
当案件は、租税特別措置法における相続税の納税猶予の特例により、農地を相続した者が農業経営を継続することを条件に相続税が免除されるものであります。
現地を確認したところ、対象農地10筆のうち一筆が、植林することで転用許可を得ている農地となっており、既に山林になっている農地がありました。
それ以外の対象農地は水田及び畑として利用されており、適切に管理されていたことを報告します。

議長 続きまして、整理番号2と3の現地調査報告をお願いします。

宮林推進委員 議案第4号整理番号2について、9月15日に吉清水農業委員、菊地推進委員、事務局職員と現地調査を行いましたので報告をいたします。
当案件は、整理番号1と同様の案件であります。
現地を確認したところ、対象農地3筆とも畑として利用されており、適切に管理されておりました。
また、議案第4号整理番号3については、対象農地20筆とも田及び畑として利用されており、適切に管理されておりました。
以上、調査報告します。

議長 これより質疑に入ります。

工藤委員 5番工藤です。相続税の納税猶予の制度は農家にとって、どのように有利なのか、最終的にはどうなるものか教えてほしい。

田村総括主査 今回の案件である旧制度の相続税の納税猶予は20年間農業経営を行った場合に納税を免除されるものであります。農地の状況によって納税額は異なるものであり、新制度は20年間の期間ではなく、相続した

方が死亡したときに免除される制度になっています。

現在も何名かの方が旧制度で猶予されておりますので、3年ごとに農業経営をおこなっているかの証明を税務署から依頼されますので今後も総会の議案の対象になるものです。

なお、この制度を利用するに際し、納税猶予者として適格者であるかの証明を税務署から依頼されます。4月の総会において盛岡市の方の議決をしていただいております。

滝沢市に農地を所有している方は滝沢市農業委員会で証明することになります。

工藤委員 わかりました。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号、相続税の納税猶予に係る証明について、原案のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地法第3条の3第1項の規定による確認事務について報告いたします。案件は2件です。議案書は27ページをご覧ください。

(以降議案書朗読)

海老澤主査 以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第9、報告第2号、農地転用届出の確認事務報告にについて、事務局より報告させます。

田村総括主査 報告第4号、農地転用届出の確認事務報告について報告します。議案書は29ページ、30ページをご覧ください。案件は4条の届出が2件、5条の届出が2件です。

(以降議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって第3回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成29年9月22日 午前11時00分

議 長 _____

会議録署名人 3 番委員 _____

会議録署名人 4 番委員 _____

これは原本である。

平成 2 9 年 9 月 2 2 日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一